

# 洋上風力人材育成推進協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本協議会の名称は「洋上風力人材育成推進協議会(英文名：Education Council for Offshore Wind、略称：ECOWIND)」とする。

### (目的)

第2条 洋上風力人材育成推進協議会(以下「協議会」という。)は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、今後拡大することが見込まれる洋上風力産業において、長期的かつ継続的な人材の育成と供給の体制を確立するため、関係する企業が広範に参加し、教育機関及び政府関係府省庁と連携しつつ、取り組むべき課題の抽出及び課題解決策の検討及びその実行さらにその普及を行い、もって健全な洋上風力産業の育成を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 洋上風力事業の発展に資する人材の育成
- (2) 前号の事業に必要な書籍の編集
- (3) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第4条 協議会の目的及び事業に賛同する関係団体等を会員とする。

2 協議会会員は、政府関係府省庁の関係者に対して、協議会の活動にオブザーバーとして参加することを求めることができる。

### (入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。

### (退会)

第6条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届けなければならない。

2 本規約を遵守しないとき又は協議会の名誉を毀損する行為があったときは、会長は運

営委員会の勧告に基づき当該会員を退会させることができる。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事10名以内
- (4) 監査役2名

(会長及び副会長)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(監査役)

第9条 監査役は、協議会の会計の状況を監査し、総会に報告する。

(任期)

第10条 役員任期は原則として2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(報酬)

第11条 役員はいずれも無報酬とする。

### 第4章 組織

(総会)

第12条 協議会の最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年度1回以上開催する。
- 3 総会は、協議会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、役員を選任する。
- 5 総会は、構成員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席者(代理出席、委任状を含む。)の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、会長又は副会長が招集し、会長又は副会長が議長を務める。

(理事会)

第 13 条 協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、総会において選任された理事により構成される。
- 3 会長は、総会に先立って、理事会に協議会の事業及び運営の基本的事項について、意見を求めることができる。
- 4 理事会は、随時必要に応じて会長又は副会長が召集し、会長又は副会長が議長を務める。
- 5 理事の人事異動による交替は、理事の届け出により会長が承認する。

(運営委員会)

第 14 条 協議会に執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、理事会において選任された運営委員により構成される。
- 3 運営委員会は、互選により、委員長及び副委員長を選任する。
- 4 運営委員会は、事業計画及び事業報告、予算及び決算、規程の制定改廃等協議会の運営に関する事項を審議し、決定する。
- 5 運営委員会は、運営委員の 2 分の 1 の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。
- 6 運営委員会は、随時必要に応じて委員長又は副委員長が召集し、委員長又は副委員長が議長を務める。
- 7 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキング・グループ)

第 15 条 協議会は、第 3 条に掲げる事業を円滑に実施するため、運営委員会の決定に基づきワーキング・グループを課題毎に設置することができる。

- 2 各ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

第 5 章 雑則

(会費)

第 16 条 協議会は、会員から会費を徴収する。詳細は、協議会の会費規程に定める。

(事務局)

第 17 条 協議会のとりまとめ事務局は、一般社団法人海洋産業研究・振興協会に置く。

- 2 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(会長権限の委任)

第 18 条 協議会運営の効率化のため、第 5 条（入会）、第 6 条（退会）、第 13 条（理事会）、並びに第 17 条（事務局）に規定ある会長の権限を当座副会長に委任する。

附 則

- 1 この規定は、2024 年 11 月 15 日より施行する。
- 2 協議会の最初の会長は、山内弘隆とする。
- 3 本規約は 2025 年 7 月 8 日より有効となる。